

# 令和3年度

## 第3回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年6月7日(月)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	×	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

### 農地利用最適化推進委員 4名

芹川豊彦委員 内田津芳委員 早田彰臣委員 秋成淳委員

### 事務局職員 4名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 晋矢  
総括主幹 伊藤 康輔  
農業振興課 寺谷 健司

### 会議に付した事件

- 議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第15号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第16号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第18号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第19号 非農地証明願について
- 議案第20号 農地等の買受適格証明願について
- 議案第21号 農業振興地域整備計画の一部変更について

### 報告事項

- (1) 埋め土の届出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (3) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長

それでは、第3回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。

従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長

皆さんおはようございます。農繁期に入り、何かとお忙しい中、本総会にご参集いただきありがとうございます。

さて、いよいよ7月24日開催予定のオリンピック・パラリンピックを控え、新型コロナウイルスと変異ウイルスも含め、昨日は二千人を越したということで全国的に依然として収まらず、政府は感染予防接種を高齢者中心に加速しており、私も今月末に接種予約をしております。いつどこで誰が感染するやもしれず、我々は感染しないよう引き続き自粛に努めましょう。

それから、先月の総会でお示しをいたしました地域分科会の開催であります。まずはじめは第一分科会（高田・河内・田染）9名で行い、エリア内の農業委員と推進委員がその地域の共通認識のもとに一体的に農地集積に取り組むものであります。予定としては今月末から7月初めということですが、新型コロナウイルスの影響で計画は未定であります。別途、通知をいたしますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは座って進行させていただきます。

ただいまから、令和3年度第3回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、9番：宗一則委員及び10番：内田勝夫委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第14号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第14号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。議案書1ページから

になります。

申請番号 14 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] で、地目は畑、面積が 943 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 15 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆で、地目は畑、合計面積が 1,267 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 16 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] で、地目は畑、面積が 168 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 17 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] で、地目は畑、面積が 496 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 18 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆で、地目は畑、合計面積が 3,056 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 19 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆で、地目は田、合計面積が 2,475 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 20 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆で、地目は田、合計面積が 1,342 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

申請番号 21 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆で、地目は畑、合計面積が 2,801 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 22 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] で、地目は畑、面積が 1,473 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 23 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] で、地目は畑、面積が 1,772 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 24 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] で、地目は畑、面積が 417 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由

は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 25 番、所在が■■字■■番■■外■■筆で、地目は畑、合計面積が 2,041 m<sup>2</sup>、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■です。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 26 番、所在が■■字■■番■■で、地目は田、面積が 894 m<sup>2</sup>、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■です。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 15 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 15 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 5 ページからです。また、お手元に申請地の地図資料をお渡ししております。こちらもあわせてご覧ください。

申請番号 3 番、申請地は、■■字■■番■■で、地目は畑、面積が 228 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地となります。転用目的は林業施設用地です。

申請地は、県道■■線から市道■■線に入り、約■■mの場所に位置し、北側を■■、東側は■■、西側に■■、南側を■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は、自宅が手狭なため申請地を譲り受け、椎茸の原木置場及び駐車場用地として整備する計画であります。

盛土等を行わず現状のまま整地するため土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

また、建物ではないため日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透とする予定です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費 [REDACTED] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和3年6月21日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のカの(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思えます。

最初に、申請番号3番につきまして、芹川豊彦推進委員からお願いします。

芹川豊彦  
推進委員

過日、5月24日に事務局職員、内田農業委員と私とで立ち会いました。今説明の通り、問題はなく許可相当と思えますのでご審議願います。

議 長

ありがとうございました。

同じく現地確認をしていただきました10番：内田委員からも意見があればお願いします。

10番：  
内田委員

はい。同じく24日に確認をしまして、隣の畑等に影響もないようですので、許可して問題はないと思えます。

議 長

ありがとうございました。

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第16号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請に

について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第16号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。議案書6ページです。

申請番号1番、申請地は■■■字■■■番■、地目は畑で、面積は2,000㎡、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分としては農用地区域内農地に該当します。

市道■■■■■号線から市道■■■■■号線に入り約■■■m進んだ場所に位置し、北に■■■、東に■■■、西と南を■■■に接しています。

転用目的は農業用倉庫用地です。

申請者は、市内で農産物及び農産加工品の生産・集荷・販売の事業を営む法人で、法人の代表取締役個人から申請地を借り受け、木造平屋建て、施設面積840㎡の農業用倉庫を建築・整備する計画で、転用面積は適正と認められます。

宅地造成についてですが、約110cm盛土し整地する計画で、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届け出書を提出しています。

申請地の周囲にL型擁壁を設置・施工する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはありません。

倉庫に係る雨水排水については西と南にある水路へ放流する計画で、水路を管理している地元土地改良区の使用に関する同意書が添付されています。

また、平屋であり日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請地への進入方法については、市が所有する水路内に大型トラックが進入可能となるよう、幅5mの進入路を新設する計画で、水路を管理している地元土地改良区理事長及び地元2自治会長から進入路設置に同意する旨が記載された同意書の写しが提出されています。

地元団体の同意を踏まえ、現在、水路を所有している豊後高田市建設課と進入路設置に関する具体的な協議が行われています。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、その他法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は建築及び工事費として■■■■■円であり、自己資金及び代表取締役からの借り入れで賄う計画で事業費に見合う金額の金融機関が発行した預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和4年3月31日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のアの(イ)のbで、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの。」に該当します。以上、ご審

	<p>議題います。</p>
議 長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号1番につきまして、内田津芳推進委員からお願いします。</p>
内田津芳 推進委員	<p>先日、私と住民数名と自治委員の方と全て話ができまして、適正であると思いますので、許可の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました8番：野間委員からも意見があればお願いします。</p>
8番： 野間委員	<p>5月24日、内田委員、事務局と現地調査をしました。地元自治会、土地改良区とも協議済みということで特に問題ありません。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第17号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第17号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が38ページにありますのでご覧ください。表の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が93,623㎡、畑の面積が83,687㎡の合計面積が177,310㎡で、利用権を設定する農家数70戸、利用権の設定等を受ける農家数13戸で、利用権等の種別面積のうち貸借に係る面積53,366㎡、使用貸借に係る面積123,944㎡です。</p> <p>詳細につきましては 議案書8ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>

議 長	<p>(ありませんの声)</p> <p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 18 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付 (案) についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 18 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付 (案) についてありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 9 ページの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。別紙の農用地貸付調書をご覧ください。</p> <p>1 から 4 ページ目で、借受者、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんに 45 件の面積が 33,782 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。</p> <p>5 から 10 ページ目で、借受者、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんに 84 件の面積が 50,159 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。</p> <p>11 ページ目で、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんに 2 件の合計面積が 1,146 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。</p> <p>12 から 16 ページ目で、借受者、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんに 59 件の面積が 33,118 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。</p> <p>17 ページ目で、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんに 7 件の合計面積が 3,807 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。</p> <p>以上、提案します。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 19 号、非農地証明願についての審議を行います。</p>



事務局	<p>事務局から提案します。</p> <p>それでは、議案書 40 ページからをご覧ください。</p> <p>申請番号 10 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目は田と畑で、合計面積 5,725 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■■の■■■■さんです。</p> <p>申請の内容は、平成 10 年頃から耕作されておらず、申請地を相続した後も遠方に居住しているため、耕作できず山林化してしまったとのことです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。現地確認したところ、現在、申請のとおり山林化しており非農地として認められると考えます。</p> <p>申請番号 11 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目は畑で、合計面積 1,615 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■■の■■■■さんです。</p> <p>申請の内容は、昭和の初め頃から耕作されておらず、申請地を相続した後も遠方に居住しているため、耕作できず山林化してしまったとのことです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。現地確認したところ、現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。</p> <p>申請番号 12 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目は畑で、合計面積 8,649 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■■の■■■■さんです。</p> <p>申請の内容は、申請地の一部は樹園地として管理していたが、昭和 61 年頃から耕作できなくなり山林化してしまったとのことです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。現地確認したところ、現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号 10 番及び 12 番につきまして、早田彰臣推進委員から意見をお願いします。</p>
早田彰臣 推進委員	<p>はい。非農地申請番号 10 番と 12 番についてご報告いたします。25 日に農業委員会事務局及び神田農業委員と立ち会いのもと現地確認を行いました。いずれにつきましても山林化しており、申請に特に問題はないというふうに思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 6 番：神田委員からも意見があればお願いします。</p>
6 番： 神田委員	<p>はい。私も同行しまして、■■筆、あとの■■筆、ともに問題はないと思います。以上です。</p>

議長

ありがとうございました。  
次に、申請番号 11 番につきまして、秋成淳推進委員から意見を申し上げます。

秋成淳  
推進委員

はい。先月の 25 日、市成委員と事務局職員 2 名と現地確認を行いました。言われた通り山林化していて、農地にはならない状態であったので、ここに報告いたします。

議長

ありがとうございました。  
同じく現地確認をしていただきました 12 番：市成委員からも意見があれば申し上げます。

12 番：  
市成委員

25 日に現地確認したところ、特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。  
地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 20 号、農地等の買受適格証明願についての審議を行います。  
事務局から提案します。

事務局

それでは議案第 20 号、農地等の買受適格証明願について次のとおり申請がありましたので意見を求めます。42 ページになります。

農業委員会は、農地の競売事件に関する買受適格証明願の提出があったときは、農地法第 3 条の規定による許可申請を処理する場合と同様の判断基準により申請者の買受適格の有無を審査し、速やかに意見を決定するものとなっています。

なお、買受適格者で有るとした場合、入札期日に限り有効である旨の条件を附して買受適格証明書を交付することになります。

今回対象となっている農地は、所在が■■■■字■■■■番で、地目が田、面積が 4,844 m<sup>2</sup>です。

申請者は■■■■の■■■■です。

申請事由は経営規模を拡大するため応札に必要な証明書を取得するものです。

以上、申請事案は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしており、買受適格者と認められると考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただ今の提案について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第21号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業振興課から提案いたします。

農業振興課

農業振興課の寺谷と言います。よろしく申し上げます。農業振興地域の整備に関する法律、第13条第1項の規定に基づき、豊後高田市農業振興地域整備計画のうち農地利用計画の一部を変更したいので、同法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき今回農業委員会に意見を求めるものでございます。

今回の申出は、除外が1件■筆、編入が2件■筆であります。お手元の資料の「農用地利用計画変更理由書」によりご説明いたします。

それでは、資料により説明を申し上げます。まず一枚お開き下さい。農用地利用計画変更一覧表をもとに説明します。

箇所番号1、■字■、地番■、地目が畑、面積474㎡、申請者が■さん、外■筆で、除外の変更理由は、非農地申請済みになります。こちらが除外案件になります。

箇所番号2について、ページ番号で6・7ページに図面を付けております。■、地番が■番地、地目が山林、面積が4,560㎡、申請者が■さん、外■筆です。変更理由は編入になります。果樹園として利用しているために編入したいという申請になります。

次に、図面8・9ページになります。箇所番号3、■字■、地番が■番地、地目が田、面積が2,876㎡、申請者が■さんです。こちらは中山間直接支払制度交付金対象農地として編入したいという内容になります。

以上3件になります。よろしく申し上げます。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見・ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長	<p>無ければ、本案については「特に意見なし」と認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案については「特に意見なし」と認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)埋め土の届出について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項(1)埋土の届出がありましたのでご報告いたします。44ページをご覧ください。</p> <p>所有者は■の■■■さんで、所在が■字■■■番■外■筆で、地目が田、合計面積が900㎡であります。埋土の理由ですが、河川改修工事で田が狭くなったため、畑として造成し利用したいということであります。施工期間が令和3年6月10日から令和3年7月31日であります。以上です。</p>
議 長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、次に、報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。45ページになります。</p> <p>届出番号4番、所在が■■■字■■■番外■筆、地目が田で、合計面積が1,456㎡で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号5番、所在が■■■字■■■番外■筆、地目が田と畑で、合計面積が2,159㎡で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号6番、所在が■■■字大■■■番■、地目が畑で、面積が855㎡で、貸人が■■■で、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号7番、所在が■■■字■■■番■外■筆、地目が畑で、合計面積が1,906㎡で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。以上、報告します。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p>

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、次に、報告事項（3）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。

事務局

報告事項（3）、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。47ページになります。

報告のありました農地所有適格法人は、農事組合法人[REDACTED]、有限会社[REDACTED]と農事組合法人[REDACTED]であります。

内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。

以上であります。

議 長

この件につきまして、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。

これをもちまして、令和3年度豊後高田市農業委員会第3回総会を閉会します。お疲れ様でした。

その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。

その他の事項（別紙配布）

（農地パトロールの実施に係る説明会について）

（非農地判断について）

（次回（令和3年度：第4回）総会について）

午前10時36分  
令和3年6月7日